

『2019年 台風19号等による被災者支援制度』のお知らせ

目 的

2019年10月12日から13日にかけて伊豆半島から北日本を横断した台風19号および台風19号以降の大雨により被災されました皆さまに対しましては、心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧および復興をお祈りいたします。

第一学院は、今回の自然災害により学習の継続が困難となりました被災者の方を対象に、以下の支援制度を実施いたします。

対 象

『台風19号および台風19号以降の大雨』に遭われ、下記の経済的被害を受けられた方

被災状況	対象生徒	支援内容
以下のいずれかに該当する方 ① 世帯主である保護者の死亡・不明・重体 ② 世帯主である保護者居住の家屋全壊・焼失・流失・半壊	2019年度 11-3月入学生	2019年度の学納金 全額免除
	2020年度 4月入学生及び 進級・更新生	2020年度の学納金 全額免除
③世帯主である保護者居住の家屋一部損壊	2019年度 11-3月入学生	2019年度の学納金 <u>半額</u> 免除
	2020年度 4月入学生及び 進級・更新生	2020年度の学納金 <u>半額</u> 免除

※進級・更新生 = 2019年11月4日現在で第一学院の在籍者で2020年度 進級・更新の対象生

※当支援制度(支援内容)の適用期間「2019年11月1日 ~ 2020年3月31日 または

2020年4月1日 ~ 2021年3月31日」

※本制度は1回限りの適用となります。(入学時の学納金適用の場合、次年度進級(更新)学納金は通常学納金になります)

※家屋の被害は、居住可能かどうかは問いません。

※適用外の方で学納金納入が困難な場合は、各キャンパスにご相談ください。(分割納入等のご相談に応じます)

※提携先生については、第一学院高等学校の学納金のみ適用されますのでご注意ください。

申請期間

2019年11月5日(火) ~ 2020年3月31日(火) 【厳守】

申請方法と適用までの流れ

1. 申請期間に、次の2点の書類を校舎窓口に提出してください。

- (1)「2019年台風19号等による被災者支援制度」利用申請書
- (2)被災されたことを証明できる書類(下記のa~cより、いずれか1点をご提出ください。)

- a. 罹災証明書コピー
- b. 保護者の状況が判断できる書類
- c. その他証明できる書類

2. 書類受付および面接(状況確認)

- ・申請された方に対して面接(状況確認)の上、決定します。
- ・書類受付及び面接(状況確認)は、校舎にて実施いたします。

3. 適用の決定

- ・面接後、1週間以内に詳細についてご連絡いたします。